

## 国営明石海峡公園淡路地区魅力向上推進会議 設置要綱

令和 8 年 3 月 1 7 日 決定

令和 8 年 9 月 8 日 改正

**（趣旨）**

第 1 条 この要綱は、国営明石海峡公園淡路地区魅力向上推進会議（以下「推進会議」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

**（目的）**

第 2 条 推進会議は、国営明石海峡公園淡路地区（以下「本公園」という。）の魅力向上ならびに利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うことを目的として設置する。

**（協議等）**

第 3 条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる協議等を行う。

- （1）今後の本公園の整備・管理運営の方向性、将来像の検討のための協議
- （2）将来像の実現に向けた具体的な取り組みに関する協議
- （3）その他本推進会議の目的達成に必要な事項に関する協議

**（推進会議の構成）**

第 4 条 推進会議は、別紙のと通りの近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所長が委嘱する委員で構成する。

**（座長）**

第 5 条 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、推進会議で委員の互選により定める。
- 3 座長は、推進会議を代表し、会務を統括する。

**（運営及び会議）**

第 6 条 要綱第 2 条の目的を達成するため、推進会議を開催する。

- 2 推進会議の議長は、座長がこれにあたる。
- 3 委員が欠席の場合には、代理を立てることができる。
- 4 推進会議は過半数の委員の出席をもって成立とする。
- 5 委員の追加は、推進会議の合議によるものとする。

**（委員以外の者の出席）**

第 7 条 座長は、必要があると認めるときは、推進会議の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

**（設置期間）**

第 8 条 推進会議は、設置の目的を達成した時に解散する。

**（事務局）**

第 9 条 推進会議に事務局を置き、推進会議の運営事務を行う。

- 2 事務局は、近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所に置く。

**（公表）**

第 1 0 条 委員等の氏名、推進会議の開催については、原則として公表するものとする。

- 2 推進会議での審議事項の概要及び資料等については、原則として公表するものとする。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、その都度推進会議で定める。

(附則)

この要綱は、令和 8 年 3 月 17 日より施行する。

## 国営明石海峡公園淡路地区魅力向上推進会議 委員

## (学識経験者)

兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 環境計画研究部門 教授 赤澤 宏樹

兵庫県立大学 緑環境景観マネジメント研究科 教授 美濃 伸之

## (地方公共団体)

兵庫県 まちづくり部公園緑地課 課長 小倉 正大

淡路市 副市長 植松 浩二

## (園内関係機関)

明石海峡公園管理センター センター長 黒澤 正之

海峡フレンズ 会長 木付 昭次

株式会社アクアイグニス淡路島 支配人 大木 将司

## (国関係者)

近畿地方整備局 建政部 公園調整官 石川 啓貴

近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所 事務所長 富所 弘充

(敬称略)